

診療放射線技師会財務の内容

公益社団法人埼玉県診療放射線技師会
副会長 潮田 陽一



以前、巻頭言で歌詞を引用していた方がおり、格好いい曲を選んでいました。私はそのような曲を知らないので、中島みゆきさんの「糸」を題材にし、最終的には本号に掲載されています「新春の集いに出席しましょう」でしめるつもりでした。しかし、歌謡曲は私の範疇ではなく、5行ほど書いたところで挫折し「私が話せるのはお金だろう。今まで巻頭言で触れられていないし」と思い路線変更しました。とはいえ久しぶりの新春の集いです。皆さまとお会いできるのを楽しみしております。

本会の総会に出席した人は分かっていることですが、決算説明をする際、必ず収支相償と遊休財産について説明をします。これは初めて決算説明をする頃、これらについて私が十分に理解をしていなかったためです。「決算説明をする者が分からないものを、会員の人たちが十分理解できているわけない。だから総会で一から説明しよう」と考えました。結果、理解をしている一部の人からは「眠くなった」と言われましたが、多くの方からは「初めてあのような決算報告を見た。大変分かりやすかった」と言っていただきました。うれしく思いつつ、眠くならない説明をするのもテクニックだとその時思い知ったことを覚えています。

その収支相償と遊休財産ですが、簡単に言えば「公益法人は税金を安くしてあげるので、その代わりに県民のためにお金を使いなさい」というための支出目標値です。県民のためにお金を使うというのは、健康まつりなどへ参画することは当然含まれますが、読影の補助や、STAT画像報告、現在行っている告示研修など、診療

放射線技師に知識を積ませることで、最終的に県民が利益を得ると判断されています。「講習会に参加し知識を得るのは、診療放射線技師個人のメリットではないか?」と思われるかもしれませんが、このような理由から「県民のため」と分類されています。会誌も学術的要素を多く含ませることで、知識を得るのに必要なものと判断されています。これらは公益目的事業といわれ、遊休財産目標値をクリアするために大変重要な役割を果たしてくれています。

収支相償は「支出の半分以上は公益目的事業に支出をしなさい」「学術・公益・編集情報の各事業は収入以上に支出をしなさい」「公益目的の収入より支出を多くしなさい」ということですが、本会は会費の収入を按分しないと総会決議しましたので、クリアが容易になっています。

公益社団法人は3年に一度、県の立入検査を受けます。会計に関しては「収支相償や遊休財産をクリアするために、公益目的事業外の支出を公益目的事業として計上していないか?」「そもそもその支出は適切なのか?」などをチェックしていきます。

支出ばかりをしていては、会が倒産します。そのため公益事業以外の支出を抑えるようにしています。また何より重要なのが皆さまの会費と、本会の活動に賛同していただいている賛助会員さまの賛助会費、会誌への広告掲載料や、学術大会で機器展示を行ってくださる企業さまの機器展示料です。この大切なお金を如何に会員へ還元し、県民の利益につなげていくかを常に考えています。